

国連 UNHCR 協会

役員規程

第1章 総 則

第1条 (目的)

1. この規程は、特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会（以下、「協会」という）の定款（以下「定款」という）に定める役員 norms、旅費・交通費、慶弔見舞金、その他に関する基本的事項を定めるものである。
2. この規程以外の事項については、法令および定款ならびに理事会の決定に定めるところによる。

第2章 規 範

第2条 (役員 norms)

1. 役員は、職務上の地位を利用して自己もしくは第三者のために取引をするなど不当な利益を得るような行為を厳に慎むものとする。
2. 常勤の役員は、理事会の事前の承諾なくして在任中に事業を営みまたは他の職務を兼任することができない。また非常勤の役員は、理事会の事前の承諾なくして協会と競争その他の利害関係を生じる事業を営み、またはかかる事業における職務を兼任することはできない。
3. 役員は、協会または第3者の機密を守り、協会の名誉あるいは利益を増進するよう努力するものとする。

第3章 旅費・交通費

第3条 (旅費 norms)

役員が代表理事の委嘱により、国内出張または海外出張する場合の旅費は、合理的にみて最も経済的な通常の経路および方法により計算した額を以下の規程に基づいて支給する。

第4条 (協会外から受けた旅費)

協会外から旅費の支給を受けたときは、この規程による旅費の額からその支給額を控除する。

第5条 (旅費の仮払いならびに精算)

旅費は概算によって前渡しすることがある。ただし、この場合は帰着後速やかに精算しなければならない。

第6条 (国内出張旅費)

1. 国内出張旅費は交通費、日当および宿泊費とし、次のとおり支給する。

	区分	支給基準
交通費	新幹線 その他鉄道	普通 (新幹線はのぞみを含む)
	船舶 航空機 タクシー バス	エコノミークラス及び実費
宿泊費 (食費を含む)		実費 但し、一泊 15,000 円を基準とする。

2. 宿泊費の基準金額は、出張先のホテル事情などに鑑み、増減することがある。

第7条 (海外出張旅費)

1. 海外出張旅費は海外へ出張する場合の交通費および宿泊費とし、次のとおり支給する。

	区分	支給基準
交通費	航空機	飛行時間 9 時間未満はエコノミークラス 飛行時間 9 時間以上はビジネスクラス
	その他	エコノミークラス及び実費
宿泊費 (食費を含む)		実費 但し、甲地区は一泊 20,000 円、 乙地区は一泊 15,000 円を基準とする。

* 甲地区：北米地域、欧州地域、中近東地域、シンガポール

乙地区：上記以外の地域

ただし、渡航地の状況に応じて、代表理事は、甲または乙地域の区分を変更することができる。

2. 宿泊費の基準金額は、出張先の物価やホテル事情などに鑑み、増減することがある。

第 8 条 (旅行傷害保険)

1. 国内または海外出張中の事故、死亡、傷害、疾病治療に対処するため、協会の負担において協会を受取人とする旅行傷害保険を次の基準により付保する。

保険の種類	保険金額 (円)
旅行傷害保険	
基本金額	5,000 万
傷害治療	500 万
病気治療	500 万
病気死亡保険金	1,500 万
責任賠償	3,000 万
救助費	600 万
手荷物	50 万

但し、上記の保険金額は、出張先の交通、宿泊、治安状況などに鑑み、増額することがある。

2. 保険会社より協会が受領する保険金は、出張者の医療、出張者の家族もしくは遺族の慰藉、救護、収容のための人員派遣、その他協会の費用負担または損害の補填に充てる。

第 9 条 (出張中の事故)

国内または海外出張中の負傷もしくは発病などやむを得ない事故のため、出張予定日数以上にわたる滞在が発生したときは、事実の確認できるときに限り、その間の日当および宿泊費を支給する。なお看病のため家族が出張先へ赴く場合、これに関する費用は、本人に準じて協会が認めた範囲で支給することがある。

第 10 条 (交通費)

役員が会議出席、打合せなどのために日常的に移動する場合の交通費はその実費を支給する。

第 4 章 慶弔見舞金

第 11 条 (慶弔見舞金)

1. 役員本人、配偶者、父母または子女が死亡した場合、15,000 円の範囲内で、弔電を送り、供花または供物を行う。
2. 旧役員についても代表理事の判断により、前項を準用することがある。

第5章 その他

第12条 (役員報酬)

役員報酬は支払わないものとする。

第13条 (特別慰労)

役員の退任にあたって、退職慰労金は支給しない。ただし、協会に対する功労大なる場合は、品物を贈呈し感謝の意を表すことがある。その品物はその都度役員の意見を聴取の上、代表理事が決定する。

第14条 (施行期日)

1. この規程は、2007年2月22日に制定し同日からこれを適用する。
(承認：2007年2月22日総会)
2. この規程の改定は、2011年3月1日から施行する。
(承認：2011年2月28日総会)
3. この規程の改定は、2016年2月26日から施行する。
(承認：2016年2月25日総会)

第15条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。

国連 UNHCR 協会

正職員給与規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、正職員就業規則第44条に基づき、協会の正職員の給与に関する事項を定めるものである。

第2条 (適用範囲)

この規程は、正職員就業規則第3条に定める正職員（以下、職員という）に適用し、職員以外には適用しない

第2章 給与

第1節 給与の種類と支払

第3条 (給与の構成)

給与の構成は次のとおりとし、基準内賃金は年俸制とする。

(1) 基準内賃金

- ①基本年俸
- ②業績年俸
- ③管理職手当

(2) 基準外賃金

- ①固定時間外勤務手当
- ②法定休日勤務手当
- ③深夜勤務手当
- ④通勤手当
- ⑤在宅勤務手当

第4条 (給与の計算期間および支払日)

1. 前条第1項の計算期間は当年4月16日から翌年4月15日までの1年間とし、その12分の1を前月16日から当月15日までの1カ月分として、当月25日に支払う。
2. 前条第2項第1号から前条第3号および前条第2項第5号の計算期間は、前月16日から当月15日までの1カ月分とし、当月25日に支払う。
3. 前条第2項第4号については、6カ月分を毎年4月25日と10月25日に支払う。ただし、途中で経路が変更するなど精算が生じる場合はこの限りではない。

4. 前各項について、支払日が休日にあたるときは、その前日に支払うものとする。

第5条 (給与の支払方法)

給与は、職員の同意のもとに、協会が指定する金融機関・支店の本人名義の口座に振込んで支払う。

第6条 (給与からの控除)

給与の支払に際しては、次に掲げるものを控除する。

- (1) 健康保険料
- (2) 厚生年金保険料
- (3) 雇用保険料
- (4) 所得税・地方税
- (5) その他、法令により控除が義務付けられるもの
- (6) その他、労働者の過半数を代表する者との間で書面により合意されたもの

第7条 (給与の月割、日割、時間割計算)

給与を月割計算、日割計算、時間割計算する場合は、次の計算式による。

(1) 第3条第2項第1号から3号の時間外勤務手当等の支給額を算定するとき

$$\text{時間外手当単価} = \frac{\text{基準内賃金} + \text{在宅勤務手当}}{\text{年間所定労働時間数}}$$

(2) 第8条の控除額および第9条の月割、日割支給額を算定するとき

$$\text{月割単価} = \frac{\text{基本年俸} + \text{業績年俸} + \text{管理職手当}}{12}$$

$$\text{日割単価} = \frac{\text{月割単価} + \text{固定時間外勤務手当}}{\text{月平均所定労働日数}}$$

$$\text{時間割単価} = \frac{\text{月割単価}}{\text{月平均所定労働時間数}}$$

第8条 (欠勤した場合の給与)

前月16日から当月15日までの1カ月間で欠勤または遅刻・早退した場合、第7条第2号に定める単価に不就業日数または不就業時間数を乗じて計算した不足分の給与を当月25日の支払い給与から差し引く。

第9条 (途中入職、中途退職者の給与)

当年4月16日から翌年4月15日までの1年間の中で採用、復職または退職した場合、当該1年間の給与は第7条第2号に定める月割単価に出勤月数を乗じて計算した月割とし、1カ月未満の端数は第7条第2号に定める日割単価に出勤日数を乗じて計算した日割の給与を当月25日に支払う。

第10条 (端数処理)

給与の計算にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、賃金項目ごとに1円に切り上げる。

第2節 給与の支払基準

第11条 (基本年俸)

基本年俸は、各職員が就く役職の職責および各職員自身の職務遂行能力に基づき決定する。

第12条 (業績年俸)

業績年俸は、前年度の年間業務目標達成度をはじめとした各職員の業績に基づき、基本年俸の12分の0から12分の2までの範囲内で決定する。

第13条 (管理職手当)

事務局長、マネジャーその他管理または監督の地位にあるものとして協会から指定されている職員には役職に基づく管理職手当を支給する。なお、事務局長に支給する管理職手当には1カ月あたり10時間分の深夜勤務手当を含むものとする。

第14条 (固定時間外勤務手当)

1. 固定時間外勤務手当は、時間外勤務（法定外休日勤務を含む、以下本条において同じ）を1カ月あたり30時間とみなし、第7条第1号より算出した時間外手当単価の125%を毎月定額で支払う。なお、事務局長による事前承認により1カ月30時間を超過して時間外勤務を行った場合は、所定の時間外勤務超過申請に基づき、超過した時間について1時間あたり第7条第1号に定める時間外手当単価の125%の割増賃金を固定時間外勤務手当とは別に支払う。ただし、事務局長、マネジャーその他管理または監督の地位にあるものとして協会から指定されている職員には、時間外勤務手当を支払わない。
2. 第7条第2号により控除の対象となった場合は、前項の30時間を次の計算式により算出した時間数に読み替える。

$$\text{欠勤した場合} = 30\text{時間} - \frac{30\text{時間}}{\text{月平均所定労働日数}} \times \text{欠勤日数}$$

$$\text{遅刻早退した場合} = 30\text{時間} - \frac{30\text{時間}}{\text{月平均所定労働時間数}} \times \text{不就労時間数}$$

3. 第7条第2号により日割支給の対象となった場合は、前項の30時間を次の計算式により算出した時間数に読み替える。

$$\text{日割支給対象の場合} = \frac{\text{30時間}}{\text{月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

第15条（法定休日勤務手当）

事務局長による事前承認により法定休日に勤務した場合は、所定の法定休日勤務申請に基づき、1時間あたり第7条第1号に定める時間外手当単価の135%の割増賃金を支払う。ただし、事務局長、マネジャーその他管理または監督の地位にあるものとして協会から指定されている職員には、法定休日勤務手当を支払わない。

第16条（深夜勤務手当）

事務局長による事前承認により午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合は、所定の深夜勤務申請に基づき、1時間あたり第7条第1号に定める時間外手当単価の25%の割増賃金を支払う。

第17条（通勤手当）

通勤手当は、職員の自宅最寄駅から勤務地最寄駅までの電車運賃を支給範囲とし、6カ月定期券相当額を支給する。

第17条の2（在宅勤務手当）

在宅勤務手当は、職員が在宅勤務を行った日に対し、一日あたり200円を支給する。

第18条（休業手当）

協会の責に帰すべき事由により休業させた場合は、労働基準法第26条に基づく休業手当を支払う。

第3章 給与の見直し

第19条（給与の見直し）

毎年1回4月に人事評価を行い、第11条、第12条、第13条に定める年俸額を決定し、書面により給与改定通知を行う。

第20条（昇給の資格）

次の各号の一に該当する職員は、昇給資格者とししない。

- (1) 勤務成績が著しく不良な者
- (2) 業務外の事由によって実出勤日数が著しく少ない者

- (3) 試用期間中の者
- (4) 前各号のほか昇給することが不相当と認められる者

第4章 附 則

第21条 (施行期日)

1. この規程は、2003年7月1日から施行する。ただし、2003年度については、年俸額と、2003年1月1日から同年6月30日までに支払った(ア)給料の総額と(イ)通勤手当以外の諸手当の総額との合計額との間に差額が生じた場合、2003年度の冬季手当において調整する。
(承認：2003年7月15日理事会)
2. この規程の改定は、2007年6月29日から施行する。
(承認：2007年6月28日理事会)
3. この規程の改定は、2010年4月1日から施行する。
(承認：2010年2月25日理事会)
(承認：2010年5月20日付理事会の議決に代わる書面決議)
4. この規程の改定は、2010年12月14日から施行する。
(承認：2010年12月13日理事会)
5. この規程の改定は、2017年4月16日から施行する。
(承認：2017年2月27日理事会)
6. この規程の改定は、2018年7月16日から施行する。
(承認：2018年7月12日付理事会の議決に代わる書面決議)
7. この規程の改定は、2021年1月1日から施行する。
(承認：2020年12月23日理事会)

国連 UNHCR 協会

パートタイム契約職員給与規程

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規程は、パートタイム契約職員就業規則第36条に基づき、協会のパートタイム契約職員の給与に関する事項を定めるものである。

第2条 (適用範囲)

この規程は、契約職員就業規則第3条に定めるパートタイム契約職員（試用期間中の者も含む）に適用する。

第2章 給 与

第1節 給与の種類と支払

第3条 (給与の種類)

1. パートタイム契約職員の給与は、次のとおりとする。
 - (1) 基本給
 - (2) 時間外勤務手当
 - (3) 休日勤務手当
 - (4) 深夜勤務手当
 - (5) 通勤手当
 - (6) 在宅勤務手当
2. パートタイム契約職員には、退職金は支給しない。

第4条 (給与の計算期間・支払日)

前条に規定する給与は、前月16日から当月15日までの分を1ヶ月分として当月25日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときは、その前日に支払うものとする。

第5条 (給与の支払方法)

給与は、パートタイム契約職員の同意のもとに、協会が指定する金融機関・支店の本人名義の口座に振込んで支払う。

第6条 (給与からの控除)

給与の支払いに際しては、該当者は次に掲げるものを控除する。

- (1) 健康保険料
- (2) 厚生年金保険料
- (3) 雇用保険料
- (4) 所得税・地方税
- (5) その他、法令により控除が義務付けられるもの
- (6) その他、職員の過半数を代表する者との間で書面により合意されたもの

第7条 (端数処理)

給与の計算にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、賃金項目ごとに1円に切り上げる。

第2節 給与の支払基準

第8条 (基本給)

1. 基本給は時給とし、その金額は、各職員の職責、職務遂行能力、業績を勘案して協会が決定する。
2. 欠勤、遅刻、早退、私用外出またはその他の不就労時間に対しては基本給を支給しない。

第9条 (時間外勤務手当)

時間外勤務手当は、1日の所定勤務時間を超えた部分に対して、法定労働時間である8時間に達するまでは割増無し、8時間を超えた部分に関しては次の計算式によって割増率を加えて支給する。

時間外勤務手当 = {時給 + (在宅勤務手当 ÷ 月あたり所定労働時間)} × (1 + 割増率 0.25) × 法定労働時間を超えた勤務時間数

ただし、マネジャーその他管理または監督の地位にあるものとして協会から指定されているパートタイム契約職員には、時間外勤務手当を支払わない。

第10条 (休日勤務手当)

1. 法定外休日に勤務した場合は、個々の雇用契約に基づき、週40時間に達するまでは割増無し、週40時間勤務を超えた部分に関しては次の計算式によって割増率を加えて支給する。

法定外休日勤務手当 = {時給 + (在宅勤務手当 ÷ 月あたり所定労働時間)} × (1 + 割増率 0.25) × 法定外休日勤務時間数

2. 事務局長による事前承認により法定休日に勤務した場合は、所定の休日勤務申請に基づき、次の計算式によって支給する。

法定休日勤務手当 = {時給 + (在宅勤務手当 ÷ 月あたり所定労働時間)} × (1 + 割増率 0.35) × 法定休日勤務時間数

3. マネジャーその他管理または監督の地位にあるものとして協会から指定されているパートタイム契約職員には、休日勤務手当を支払わない。

第 11 条 (深夜勤務手当)

事務局長による事前承認により午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した場合は、所定の深夜勤務申請に基づき、時間外勤務手当または休日勤務手当に加えて、深夜勤務手当を、次の計算式によって支給する。

深夜勤務手当 = {時給 + (在宅勤務手当 ÷ 月あたり所定労働時間)} × 割増率 (0.25) × 深夜勤務時間数

第 12 条 (通勤手当)

通勤手当は、職員の自宅最寄駅から勤務地最寄駅までの電車運賃を支給範囲とし、契約勤務期間および契約勤務日数により、都度通勤費 (IC カード運賃相当額) または定期券相当額を支給する。

第 12 条の 2 (在宅勤務手当)

在宅勤務手当は、職員が在宅勤務を行った日に対し、一日あたり 200 円を支給する。

第 13 条 (休業手当)

パートタイム契約職員が、協会の責に帰すべき事由により休業した場合は、労働基準法第 26 条に基づき、休業 1 日について平均賃金の 6 割の休業手当を支払う。

第 3 節 給与の見直し

第 14 条 (給与の見直し)

契約更新する場合、毎年 1 回 4 月に人事評価を行い、時間当り賃金を見直すことがある。

第 3 章 附 則

第 15 条 (施行期日)

1. この規程は、2010 年 4 月 1 日から施行する。
(承認：2010 年 2 月 25 日理事会)
2. この規程の改定は、2010 年 4 月 1 日から施行する。
(承認：2010 年 5 月 20 日付理事会の議決に代わる書面決議)
3. この規程の改定は、2010 年 12 月 14 日から施行する。
(承認：2010 年 12 月 13 日理事会)

4. この規程の改定は、2017年4月16日から施行する。
(承認：2017年6月12日理事会)
5. この規程の改定は、2018年7月16日から施行する。
(承認：2018年7月12日付理事会の議決に代わる書面決議)
6. この規程の改定は、2021年1月1日から施行する。
(承認：2020年12月23日理事会)

国連 UNHCR 協会 Face to Face キャンペーンファンドレイザー給与規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規程は、Face to Face キャンペーンファンドレイザー就業規則第 3 4 条に基づき、協会で雇用する Face to Face キャンペーンファンドレイザー（以下、ファンドレイザーという）の給与に関する事項を定めるものである。

第 2 条 (適用範囲)

この規程は、Face to Face キャンペーンファンドレイザー就業規則第 3 条に定めるファンドレイザー（試用期間中の者も含む）に適用する。

第 2 章 給 与

第 1 節 給与の種類と支払い

第 3 条 (給与の種類)

1. ファンドレイザーの月例賃金は時給制と成果給の組み合わせとし、その種類は次のとおりとする。
 - (1) 基本時給
 - (2) 成果給
 - (3) 時間外勤務手当
 - (4) 休日勤務手当
 - (5) 深夜勤務手当
 - (6) 通勤手当
 - (7) ファンドレイザー紹介手当
2. 協会が定める基準を満たすファンドレイザーに対し、賞与を支給する場合がある。
3. 退職金は支給しない。

第 4 条 (給与の計算期間・支払日)

前条第 1 項に規定する給与は、前月 1 6 日から当月 1 5 日までの分を 1 ヶ月分として当月 2 5 日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

第 5 条 (給与の支払方法)

給与は、原則として、ファンドレイザーの同意のもとに、協会が指定する金融機関・支

店の本人名義の預金口座に振込んで支払う。

第6条 (給与からの控除)

給与の支払いに際しては、該当者は次に掲げるものを控除する。

- (1) 健康保険料 (介護保険料を含む)
- (2) 厚生年金保険料
- (3) 雇用保険料
- (4) 所得税
- (5) 住民税
- (6) その他、法令により控除が義務付けられるもの
- (7) その他、労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定したもの

第7条 (端数処理)

給与の計算にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、給与項目ごとに1円に切り上げる。

第2節 給与の支払い基準

第8条 (ノーワークノーペイの原則)

給与はノーワークノーペイ (無労働無給) を原則とする。

第9条 (基本時給)

基本時給は、役割、能力等を勘案して協会が決定する。

第10条 (成果給)

成果給は歩合制とし、評価期間中の職務の成果等を勘案して協会が決定する。

第11条 削除

第12条 (時間外勤務手当)

1. 時間外勤務手当は、1週の勤務時間が40時間または1日の勤務時間が8時間00分を超えた時間 (時間外労働時間) に対して、次の計算式によって支給する。
時間外勤務手当 = 時間単価 × (1 + 割増率0.25) × 時間外労働時間数
2. 前項の時間単価は次の算式により算出する。
時間単価 = 基本時給 + [成果給 ÷ 第4条の給与の計算期間中の総労働時間] +
[ファンドレイザー紹介手当 ÷ 第4条の給与の計算期間中の法定内労働時間 (時間外労働を除く)]

第13条 (休日勤務手当)

1. 休日勤務手当は、Face to Face キャンペーンファンドレイザー就業規則第18条

で定めた法定休日に勤務した場合、法定休日に勤務した時間に対して、次の計算式によって支給する。

$$\text{休日勤務手当} = \text{時間単価} \times (1 + \text{割増率} 0.35) \times \text{休日勤務時間数}$$

2. 前項の時間単価は第12条第2項の算式により算出する。
3. Face to Face キャンペーンファンドレイザー就業規則第18条で定めた所定休日に勤務した場合、所定休日に勤務したことにより、1週の勤務時間が40時間を超える場合は前条に定める時間外勤務手当を支給する。なお、1週の勤務時間が40時間を超えない場合は基本時給を支給する。

第14条 (深夜勤務手当)

1. 深夜勤務手当は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合、かかる時間内の勤務時間に対して、次の計算式によって支給する。

$$\text{深夜勤務手当} = \text{時間単価} \times (\text{割増率} 0.25) \times \text{深夜勤務時間数}$$

2. 前項の時間単価は第12条第2項の算式により算出する。

第15条 (通勤手当)

1. ファンドレイザーが自己の住居より通勤するために公共交通機関を利用する場合、最も経済的かつ合理的であると協会が認めた経路及び方法により算定した実費を通勤手当として支給する。
2. 前項において、自宅から最寄り駅または自宅から勤務場所が徒歩距離で片道2Km未満の場合は、その区間は原則として公共交通機関の利用を認めない。

第16条 (ファンドレイザー紹介手当)

1. 次の各号のいずれの基準も満たすファンドレイザーに対して、1名(第3号の基準を満たした者に限る)につき30,000円ファンドレイザー紹介手当を支給する。
 - (1) ファンドレイザーとして勤務する意思のある人材(協会と雇用契約を締結したことが無い者又は最後に協会を退職した日より1年以上経過した者に限る)を協会に紹介したこと
 - (2) 前号の人材を協会が選考の上ファンドレイザーとして採用したこと
 - (3) 前号で採用した者が、別途協会が定める基準を満たし、初回の3ヶ月間の雇用契約を締結したこと
2. ファンドレイザー紹介手当は法定内労働時間(週40時間、1日8時間)分の賃金として支給する。

第17条 (賞与)

協会の定める基準を満たすファンドレイザーに対し、6月および12月に賞与を支給する場合がある。

第3章 附 則

第18条 (施行期日)

1. この規程は、2016年7月16日から施行する。
(承認：2016年6月13日理事会)
2. この規程の改定は、2018年3月1日から施行する。
(承認：2018年2月27日理事会)
3. この規程の改定は、2018年7月16日から施行する。
(承認：2018年6月13日理事会および7月12日付理事会の議決に代わる
書面決議)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	事業年度	令和2年1月1日～ 令和2年12月31日
-----	----------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	660,000 円
受取助成金	1,223,403,045 円
UNHCR 寄付金	5,065,312,232 円
寄付金振替額（使途指定寄付金）	549,895,803 円
協会支援ファンド	178,834,619 円
受取助成金振替額（教育支援活動）	246,478 円
現物供与	153,322 円
為替差益	222,000 円
雑収益	46,237 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	7,018,773,736 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
[Redacted Name]	100,000 円	令和2年2月27日
	100,000 円	令和2年7月2日
	100,000 円	令和2年9月9日

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
238人	582,573,547円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令和2年1月24日			世界の難民支援	618,173,238円
令和2年2月25日			世界の難民支援	237,602,855円
令和2年3月25日			世界の難民支援	237,647,267円
令和2年4月24日			世界の難民支援	283,960,900円
令和2年5月25日			世界の難民支援	567,184,819円
令和2年6月25日			世界の難民支援	332,389,744円
令和2年7月8日			世界の難民支援	32,307,000円
令和2年7月22日			世界の難民支援	363,125,445円
令和2年8月25日			世界の難民支援	316,465,021円
令和2年9月25日			世界の難民支援	340,161,292円
令和2年10月23日			世界の難民支援	448,770,063円
令和2年11月24日			世界の難民支援	284,812,799円
令和2年12月21日			世界の難民支援	408,290,698円
	合計			4,470,891,141円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
令和2年1月6日	採用関連業務	617,440 円
令和2年1月21日	寄付訴求用物品の作成	910,610 円
令和2年1月29日	広報関連業務	1,707,600 円
令和2年3月10日	採用関連業務	632,289 円
令和2年3月13日	事務所用世界地図	59,947 円
令和2年3月30日	基幹業務ソフトウェア開発に係る業務委託費	12,839,183 円
令和2年4月23日	寄付訴求用物品購入	2,073,646 円
令和2年4月28日	海外出張先における移動費	129,960 円
令和2年4月28日	基幹業務ソフトウェア開発に係る業務委託費	7,293,497 円
令和2年4月28日	広報関連業務	1,875,601 円
令和2年4月30日	展示用テント代	226,742 円
令和2年6月29日	基幹業務ソフトウェア開発に係る業務委託費	6,467,593 円
令和2年7月31日	基幹業務ソフトウェア開発に係る業務委託費	2,477,112 円
令和2年7月31日	広報関連業務	1,702,364 円
令和2年9月28日	寄付訴求物品購入	23,923 円
令和2年10月30日	広報関連業務	1,702,534 円
令和2年12月22日	基幹業務ソフトウェア開発に係る業務委託費	2,813,462 円
.	.	円
.	.	円
.	.	円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和2年1月1日～令和2年12月31日	14人	0人	0%	2人	14.2%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい						
	いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

特定非営利活動法人国連UNHCR協会

代表理事 田中明彦 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人国連UNHCR協会の2020年1月1日から2020年12月31日までの2020年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人国連UNHCR協会の2020年12月31日現在の2020年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人国連UNHCR協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		14人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖			
田中 明彦		理事		○								平成31年3月9日 就任
青井 千由紀		理事		○								令和2年3月9日 就任
渥美 直紀		理事		○								平成30年3月9日 就任
市川 正司		理事		○								令和2年3月9日 就任
稲川 素子		理事		○								平成28年3月9日 就任
金井 昭雄		理事		○								平成28年3月9日 就任
渡邊 マアシヤ		理事		○								平成28年3月9日 就任
柴田 拓美		理事		○								平成28年3月9日 就任

田口 禎則		理事		○							平成28年3月9日 就任
永山 治		理事		○							平成28年3月9日 就任
星野 守		理事		○							平成30年3月9日 就任
宮内 孝久		理事		○							平成30年3月9日 就任
宮嶋 泰子		理事		○							平成28年3月9日 就任
山田 満		理事		○							平成26年3月9日 就任 令和2年3月8日 退任
上野 光正		監事		○							平成28年3月9日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄
-----	----------------------	-------

<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>	<p>✓</p>
--	----------

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

国連UNHCR協会 閲覧細則

(目的)

第1条 この細則は特定非営利活動促進法第28条及び第54条の定めるところにより、国連UNHCR協会（以下、「当協会」という）の情報公開に関し、対応事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 当協会の情報公開に関する事務は、当協会事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第3条 当協会の情報公開の対象とする資料は次に掲げるものとし、当協会に常時備え置き閲覧に供するものとする。

(1) 事業報告書等

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 活動計算書
- ⑤ 年間役員名簿
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面

(2) 役員名簿

(3) 定款等

- ① 定款
- ② 認証書の写し
- ③ 登記事項証明書の写し

(4) 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(5) 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(6) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(7) 次の事項を記載した書類。ただし所轄庁に提出する認定特定非営利活動法人事業報告書記載の範囲内とする。

- ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ② 資産の譲渡等に関わる事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引
 - ・ 役員、社員、職員若しくは寄付者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊な関係のある者との取引
- ④ 寄付者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、寄付金の額に事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日
- ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ⑥ 支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る）におけるその金額及び用途並びにその実施日

(8) 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- (9) 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し

(閲覧場所及び閲覧日時)

- 第4条 当協会の公開する情報の閲覧場所は、当協会定款第2条に規定する主たる事務所とする。
- 2 閲覧日は当協会事務局が業務を行っている平日とし、閲覧時間は午前10時から午後6時までとする。
 - 3 書類の整理その他必要があるときは、前第4条第2項にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

- 第5条 当協会の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。
- 1 別に定める「閲覧申請書」に必要事項を記入し提出を受ける。
 - 2 第3条各号に掲げる資料以外について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条に掲げる資料に限定している旨を説明し、応じない。

(その他)

- 第6条 情報を閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 2 当協会担当者は、情報を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各項に該当する時は閲覧を停止させ、又は禁止することが出来る。
 - ① 前条の規定に違反したとき
 - ② 当会の指示に従わないとき
 - ③ 他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められるとき

以上、この細則は、2016年4月1日から施行する。

閲覧申請書様式

閲覧申請書	
特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会	受付担当者名 ()
申請年月日時	年 月 日 時 分
申請者氏名(自署)	
申請者住所	〒
申請者電話番号	
申請者と当協会の関係	
閲覧目的	
閲覧資料	

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ